

## 介護者のつどい

介護者自身が健康でいられ、介護についての知識を学びながら仲間づくりをしませんか。

**日時** 12月16日(金)午前10時～正午  
**場所** 役場201会議室(2階)  
**対象** 介護をしている方  
**内容** 「冬に役立つアロマ」  
寒さ・冷え性・乾燥対策、  
アロマヘッドマッサージ  
**講師** アロマセラピスト  
新井 幸子氏  
**定員** 20人(申込順)  
**参加費** 500円(材料費)  
**申込み** 12月9日(金)までに健康福祉課地域包括支援センターへ  
☎62-1233

## ほけん

## 赤ちゃんルーム

**期日** 1月6日(金)  
**時間** 午前9時30分～11時  
**場所** 総合センター  
**対象** 1歳6か月くらいまでの  
お子さんおよび希望者  
**内容** 身体測定、赤ちゃんマッサー  
ージ、育児相談、栄養相談  
**持ち物** 母子健康手帳  
**問合せ** 健康福祉課健康づくり担当  
☎62-1233

## 明星子育て支援センター (きらきらクラブ)

寒い日は何して遊ぼうかな? 友だちといっしょに広い部屋で元気に追いかけてこ!

**支援センター(皆野学童保育所内)**  
毎週月～金曜日 午前9時～正午  
午後1時～3時  
毎週月・金曜日の午前中は、国神保育園の園庭開放となります。  
※12月の開放は22日(木)までとさせていただきます。

### ○保健師による育児相談

12月20日(火)午前11時～11時30分  
**持ち物** マグカップ、着替え  
**問合せ** 支援センター ☎62-2414

## 住宅ローン控除について

平成23年中に住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築し居住している場合、一定の要件にあてはまれば住宅借入金等特別控除が受けられます。

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。なお給与所得のみの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。  
**問合せ** 税務課課税担当

☎62-1461

## 東日本大震災義援金 ありがとうございました

皆様のご協力により、次のとおり多くの義援金をお寄せいただきました。

今後も、引き続き受け付けていますのでご協力をお願いします。

**義援金** 8,694,793円  
(11月18日現在)

\*この義援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じ、被災地の皆さんへ送らせていただきます。

**受付** 役場玄関ロビー・長生荘  
**期間** 平成24年3月31日(土)まで  
**問合せ** 社会福祉協議会  
☎62-4615

## 農業委員会委員 選挙人名簿登載申請

選挙人名簿登載申請書を配布しますので、選挙権を有する方は農業委員会へ提出してください。

- ①平成24年1月1日現在で町内に住所を有する方
- ②平成24年3月31日現在で満20歳以上の方
- ③10アール以上の農地を耕作している方、耕作している方と同居している親族またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ④10アール以上の農地を耕作し業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

**期限** 1月10日(火)

**問合せ** 農業委員会 ☎62-1462

## あんない

## 長寿祝金などの「商品券」は お早めにご利用ください

9月に行われた「慶寿の祝い」でお配りした商品券は、1月31日(火)が利用期限です。

2月以降は使用できません。まだお手元にお持ちの方は、お早めにご利用ください。

## 求人企業合同面接会

**日時** 12月9日(金)午後1時～4時  
**場所** 大宮ソニックシティビル  
4階 市民ホール  
**対象** 平成24年3月大学・短大・  
専門学校卒業見込の方(1  
～3年以内程度の既卒者も  
参加可)  
**問合せ** 埼玉県雇用対策協議会  
☎048-647-4185

## ベートーベン第九演奏会

**期日** 12月24日(土)  
**時間** 開場 午後1時30分  
開演 午後2時  
**場所** 秩父ミュージックパーク音楽堂  
**内容** ベートーベン作曲の交響曲  
第九番「合唱付」の演奏  
**入場料** 2,000円  
**券売所** 木亭、喫茶タカノほか  
**問合せ** 秩父で第九を歌う会  
☎22-1614(目崎)

## 農振農用地区域 除外申請の受付

農業振興地域内の農用地区域除外申請を受け付けます。事業計画が定まり、希望される方は1月4日(水)から18日(水)までに申請してください。

### ■除外できる用途

- 1 自己住宅用地
- 2 事業拡張のための用地  
(地続きに限る)
- 3 農業用施設用地
- 4 植林

**問合せ** 農業委員会 ☎62-1462  
農地の転用は許可が必要です